

## 伊賀警察署協議会議事録

令和7年度第3回伊賀警察署協議会	
日時 場所	令和8年2月16日(月) 午前10時30分～午後0時 伊賀警察署3階会議室
出席者	1 警察署協議会委員 7名 大井恵子委員、川口恵美子委員、神戸宏規委員、 竹島尚子委員、堤真人委員、西岡崇委員、堀川紘一郎委員 2 警察署 9名 署長、副署長、会計課長、警務官、生活安全課長、 地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
<b>議 事 概 要</b>	
<p>1 視察 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の発生抑止に向けた当署の取組</p> <p>2 協議内容</p> <p>(1) 協議会で出された意見に対するフィードバック</p> <p>ア SNSを活用した情報発信の改善について イベントの案内や一日警察署長による採用募集動画等、各課が幅広い内容を投稿し、前年より11件多い46件の投稿をした。</p> <p>イ 地元高校や地区の児童等を巻き込んだ取組について 令和7年中、管内の高校2校とタイアップした不審者対応についてのコラボ防犯教室や警察業務を体験しつつ行うコラボ写真展を実施した。現在も、管内中学校に交通安全啓発用ポスターの作成を依頼している。</p> <p>ウ 違法改造車両に対する取締りについて 暴走族取締り活動に当たる取締班を編成し、迷惑行為の防止や取締り等の活動を行うほか、違法改造や整備不良の疑いのある車両の検査を中部運輸局と連携して実施している。</p> <p>(2) 警察署協議会委員からの事前質問に対する回答</p> <p>ア 警察相談専用電話「#9110」番について ＜委員＞ 伊賀市での「#9110」の利用状況はどうか。 【警務官】 市町別での「#9110」の受理件数の統計は取っていないが、令和7年中、伊賀署に関係するものは32件で、内容は「家族間のトラブル」、「不審者や交通違反の取締り要望」等、非常に幅広いものであった。 ＜委員＞ 「#9110」の普及に関する取組は、現在どのような状態にあるか。 【警務官】 三重県警察のウェブサイト、地元タウン紙「YOU」、交番・駐在所が作成する広報紙への掲載のほか、各種イベントを通じた広報啓発活動を行っている。</p> <p>イ 高齢者の免許更新について</p>	

<委員> 高齢者の免許更新時、どのような対応をしているか。

【交通課長】 免許更新時期に高齢者講習及び認知機能検査の受検が義務付けられており、認知症と診断された場合は、免許の取消し等を受けることになる。免許更新手続時にも、必要に応じて自主返納を勧めることも行っている。令和7年中、伊賀署管内では271人が自主返納を行っており、うち264人が高齢者であった。

ウ 交差点等でのトリックアートについて

<委員> 交差点にトリックアートを取り入れてみてはどうか。

【交通課長】 道路管理者と事前協議を行うなど連携し、伊賀市内への設置を検討していきたい。

エ 夜間の自転車での横断歩道の横断について

<委員> 小・中学生への交通安全指導・教育はどうしているか。

【交通課長】 市内各小・中学校を訪問し、交通事故から自分の身を守れるよう交通安全教育を実施している。登下校時には伊賀地区交通安全協会等を始め、地域の方々と連携した見守り活動を実施して、皆が安心安全に道路を使用できるようにこれからも活動していく。

オ 協議会委員からの意見・要望を他機関に引継ぐことについて

<委員> 協議会委員からの意見等の引継ぎはどうしているか。

【生活安全課長】 他機関への引継ぎシステムは現状無いが、都度、所管する他機関に連絡し対応を依頼している。

カ 地域に寄り添った警察活動について

<委員> 住民が不安に感じる箇所及び時間帯での継続的な見守りが重要と思うが、どうしているのか。

【地域課長】 偏りなくパトロールしようとしているが、住民から寄せられる警戒・見回り要望も踏まえて行っている。

<委員> 高齢者や外国人には交通ルールや防犯情報が分かりにくい場合もあるため、多言語による案内等、分かりやすい啓発活動が必要ではないか。

【警務官】 年齢層や日本語の理解度に応じて、講話内容・配付資料を変えて実施している。

令和7年中、高齢者が集まる団体やデイサービス等で被害に遭った事例等を具体的に説明するなど工夫している。在住外国人については、多言語で記載されているチラシを配布してルールの理解や防犯意識を促すほか、翻訳アプリが入った装備品を活用し、各種防犯講話を実施している。

キ 一般の防犯カメラとの連携について

<委員> 一般の防犯カメラ設置が増加しているが、設置状況の把握やその連携はどうなっているか。

【生活安全課長】 事件・事故等で入手した設置情報は各捜査担当課において把握している。先般、伊賀ケーブルテレビと防犯カメラに関する協定を結び、契約した市民から同意の上で設置場所や設置状況の情報提供を受けることができるようになった。ほかにも、管内の自治会が防犯カメラを設置しており、これらのデータを犯罪捜査に活用していきたい。

<委員> 地域の防犯パトロールとの連携や今後の方針について知りたい。

【生活安全課長】 管内では、12の青色パトロール団体が活動し、それぞれ自主防犯パトロールや登下校時の子供の見守り活

動をしていただいております、これら団体と交番・駐在所が連携した活動も行っている。

ク 地域住民の意見の把握と業務への反映について

<委員> 地域住民の意見をどのように把握しているのか。

【警務官】 警察署、交番、駐在所に寄せられた地域住民の意見要望等は、内容の記録化や情報共有を図っている。また、地域警察官が巡回連絡で意見要望等の聴取を行っているほか、各交番・駐在所に連絡協議会が設置されており、意見要望を把握している。

<委員> 地域住民の意見や声は、どのように業務に反映されているのか。

【警務官】 警察安全相談等取扱カードや巡回連絡で聴取した意見及び交番・駐在所連絡協議会の内容は、署長に報告し必要な指示を受けている。

なお、今年1月から署訓を「すべては伊賀市民のために」と変更した。この署訓のとおり、意見要望への対応は「伊賀市民のためになっているか」を基準として活動している。

ケ 自転車の違反取締りについて

<委員> いわゆる「ながらスマホ」や酒気帯び運転の自転車に対する検挙・取締り状況はどうなっているか

【交通課長】 令和6年11月から令和8年1月の15か月間に掛けて管内の検挙数は、携帯電話使用での指導警告34件、自転車の酒気帯び運転検挙6件、指導警告が1件であった。

<委員> 自転車の違反に対する取締り強化の予定はあるか。

【交通課長】 令和8年4月1日から、法改正により青切符処理が導入されるが、違反自転車の取締りは「安心・安全な利用の促進」が目的であるため、指導警告が原則であり、悪質危険な違反については検挙措置を講ずることとしている。

<委員> 市民への注意喚起や啓発活動の実施状況はどうか。

【交通課長】 企業・事業者への交通安全講話、学校での交通安全教育等の機会においては、必ず自転車の安全利用を呼び掛けており、地域や家庭でも共有するようお願いしている。

3 今後の予定について

4 警察署長謝辞

備 考	報道機関 1社1名
-----	-----------